

女性活躍推進法に基づく優良企業認定マーク『えるぼし』を取得

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（所在地：神奈川県海老名市、谷口 佳浩 理事長、以下 JMA）は、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な法人として、厚生労働大臣の認定制度「えるぼし認定」3 つ星（3 段階目）を取得しました。

「えるぼし認定」とは、女性の活躍推進のための行動計画を策定し、届け出を行った企業が、「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の 5 つの評価項目に応じ 3 段階で評価されるものです。JMA はこのすべての基準を満たす「3 段階目」の認定を受けました。



社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス

業種：医療、福祉

企業規模詳細：男性 732 人 女性 1687 人（2021 年 11 月現在）

女性活躍推進の状況

- ・労働者に占める女性労働者の割合：（正職員）68.5%（非常勤）62.3%
- ・管理職に占める女性労働者の割合：56.4%（57 人）（管理職全体 101 人）
- ・男女別の雇用形態の転換実績：（非常勤→常勤）男性：8 人、女性：59 人
（派遣労働者→常勤）男性：0 人、女性：1 人
- ・男女別の再雇用または中途採用の実績：（再雇用実績）男性：10 人、女性：2 人
（中途採用実績）男性：115 人、女性：240 人
- ・男女の平均継続勤務年数の差異：（常勤）男性：6.4 年、女性：6.2 年
（非常勤）男性：6.1 年、女性：11.1 年
- ・労働時間などの働き方：一月当たりの労働者の平均残業時間（常勤）6.3 時間
（非常勤）0.7 時間

など

詳細はこちらをご覧ください。

厚生労働省 HP 女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=27185>



今後の取り組みについて

- ◇年次有給休暇の取得促進を行い、取得率 65%を目指す
- ◇多様な働き方に対応できるよう、雇用形態新設や充実化を図る
 - 【短時間常勤】6 時間×週 5 日、8 時間×週 4 日、8 時間×週 3 日の正職員新設
 - 【育児】小学校低学年（2 年生）までの子を持つ職員の育児短時間制度導入
 - 【介護】介護短時間制度の利用可能年数を 6 年間へ延長
- ◇キャリアアップに向けた研修の受講率を男女ともに対象者の 50%以上とする

今後も引き続き職員の働き方を見直し、仕事と生活の調和が取れた働き続けやすい雇用環境の整備に取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス
業務部 総務管理課 広報担当（眞田・木村）
（TEL）046-235-0765 （FAX）046-234-8651
（Mail）jma_pr@jin-ai.or.jp （URL）<https://jma.gr.jp/>

基準適合一般事業主認定通知書

令和 4 年 3 月 15 日

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス

理事長 谷口 佳浩 殿

令和3年12月15日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 3

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
○	○	○	○	○

神奈川労働局長

